

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 貯蔵品の評価方法

- ・最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
- ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
- ・その他
 - ・定期預金（基本財産）、絵画、退職給付引当資産 … 非償却

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、宮崎県社会福祉協議会の運営する「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」の事業主負担分掛金を引当に計上。
 - ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当に計上。

3. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
このことによる影響額は、「注記（法人全体用）別添」のとおり。
- ・北部老人福祉センター・青少年プラザにおいて、管理運営の共同体である公益社団法人宮崎市シルバー人材センターと覚書を交わし、共通費に対する双方の立替金と事業未払金を相殺。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・正職員については、宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」並びに宮崎県社会福祉協議会の「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」を採用。
- ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会

計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

・当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

※当法人では、収益事業について実施していないため、公益事業のみの作成。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- (ア) 本部事務局拠点 (社会福祉事業)
「本部事務局」
- (イ) 宮崎市総合発達支援センター拠点 (社会福祉事業)
「診療所」「児童発達支援センター すぴか」「保育所等訪問支援」
「そうだんサポートセンターすぴか」「生活介護事業 宙」「地域生活支援部」
- (ウ) 宮崎市児童館・児童センター拠点 (社会福祉事業)
「霧島児童館」「恒久児童館」「栄町児童館」「大島児童館」「生目児童館」
「倉岡児童館」「本郷児童館」「大塚台児童センター」「西原児童センター」
「平和が丘児童センター」「憶児童センター」「住吉児童センター」
「木花児童センター」「大塚児童センター」
- (エ) 宮崎市児童クラブ拠点 (社会福祉事業)
「住吉児童クラブ」「倉岡児童クラブ」「住吉第二児童クラブ」
「倉岡第二児童クラブ」「住吉第三児童クラブ」
- (オ) 宮崎市巡回児童館拠点 (社会福祉事業)
「宮崎市巡回児童館」
- (カ) 宮崎市ハロー・キッズルーム拠点 (社会福祉事業)
「宮崎市ハロー・キッズルーム」
- (キ) 宮崎市北部老人福祉センター拠点 (社会福祉事業)
「宮崎北部老人福祉センター」
- (ク) 宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点 (社会福祉事業)
「南部老人福祉センター」「赤江老人福祉センター」
- (ケ) 宮崎市老人いこいの家拠点 (公益事業)
「跡江老人いこいの家」「住吉老人いこいの家」「古城老人いこいの家」
- (コ) 宮崎市赤江運動広場拠点 (公益事業)
「宮崎市赤江運動広場」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
定期預金（基本財産）	3,000,000	0	3,000,000
構築物	485,992	391,127	94,865
機械及び装置	325,500	325,497	3
車両運搬具	14,169,194	13,456,441	712,753
器具及び備品	40,156,440	34,939,008	5,217,432
建物付属設備	1,424,075	830,629	593,446
絵画	640,000	0	640,000
ソフトウェア	5,848,063	5,137,603	710,460
退職給付引当資産	30,281,044	0	30,281,044
合 計	96,330,308	55,080,305	41,250,003

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

- ・関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	・該当なし										

1 3. 重要な偶発債務

- ・該当なし

1 4. 重要な後発事象

- ・該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・財務状況を明確にするため、「児童発達支援センターすびか」から「そうだんサポートセンターすびか」を、「倉岡児童クラブ」から「倉岡第二児童クラブ」をそれぞれ分割。
- ・「住吉第三児童クラブ」は新規で受託のため収入と支出が大きく増加。

注記（法人全体用）別添

概算経費計上算出明細 【通信費】

平成27年度3月、平成28年度3月及び平成29年度3月の平均月額を平成30年度3月概算額とする。

サービス区分	平成28年度 3月…①	平成29年度 3月…②	平成30年度 3月…③	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③)÷3
本部事務局	40,287	43,050	57,164	46,834
合 計	40,287	43,050	57,164	46,834

概算経費計上算出明細 【通信費】

平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成28年度 3月…①	平成29年度 3月…②	平成30年度 3月…③	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③)÷3
診療部	49,203	42,970	43,247	45,140
児童発達支援センター	26,769	26,321	26,525	26,538
生活介護 宙	19,437	18,102	18,197	18,579
地域生活支援部	47,733	55,336	57,415	53,495
合 計	143,142	142,729	145,384	143,752

概算経費算出明細 【電話料 OCN】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館		1,475	1,468	1,427	1,457
恒久児童館		1,358	1,306	1,298	1,321
栄町児童館		1,953	2,516	2,104	2,191
大島児童館		1,513	1,516	1,512	1,514
生日児童館		1,688	1,578	1,298	1,521
倉岡児童館		1,300	1,298	1,298	1,299
本郷児童館		1,298	1,298	1,298	1,298
大塚台児童センター		1,793	1,613	1,869	1,758
西原児童センター		1,347	1,310	1,436	1,364
平和が丘児童センター		1,354	1,470	1,315	1,380
憶児童センター		1,298	1,298	1,298	1,298
住吉児童センター		1,370	1,370	1,455	1,398
木花児童センター		1,298	1,298	1,306	1,301
大塚児童センター		1,460	1,416	1,526	1,467
合 計	0	20,505	20,755	20,440	20,567

概算経費算出明細 【電話料 FHS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館			4,438	4,411	4,425
恒久児童館			4,438	4,411	4,425
栄町児童館			4,438	4,411	4,425
大島児童館			4,438	4,411	4,425
生日児童館			4,438	4,411	4,425
倉岡児童館			0	0	0
本郷児童館			4,438	4,411	4,425
大塚台児童センター			4,438	4,411	4,425
西原児童センター			4,438	4,411	4,425
平和が丘児童センター			4,438	4,411	4,425
憶児童センター			4,438	4,411	4,425
住吉児童センター			4,438	4,411	4,425
木花児童センター			4,438	4,411	4,425
大塚児童センター			4,438	4,411	4,425
合 計	0	0	57,694	57,343	57,525

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館		3,814	4,278	3,106	4,046
恒久児童館		3,904	3,165	3,053	3,535
栄町児童館		2,704	2,661	3,056	2,683
大島児童館		2,937	2,616	3,083	2,777
生目児童館		2,955	3,092	3,168	3,024
倉岡児童館		6,021	6,163	6,253	6,092
本郷児童館		3,107	3,124	3,227	3,116
大塚台児童センター		3,002	2,772	3,054	2,887
西原児童センター		4,565	4,175	3,955	4,370
平和が丘児童センター		3,079	2,929	3,859	3,004
憶児童センター		3,604	3,558	4,789	3,581
住吉児童センター		3,210	3,369	3,410	3,290
木花児童センター		3,414	3,082	3,356	3,248
大塚児童センター		2,940	2,898	2,958	2,919
合 計	0	49,256	47,882	50,327	48,572

概算経費算出明細 【電話料 INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館	1,853	2,133	2,388	771	1,786
合 計	1,853	2,133	2,388	771	1,786

概算経費算出明細 【NTTファイナンス】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。
 ※住吉第三児童クラブは令和元年度から新設のため令和2年2月期の請求額と同額を計上

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
倉岡第二児童クラブ	4,446	4,718	4,683	6,642	5,122
住吉児童クラブ	4,138	3,879	5,846	7,970	5,458
住吉第二児童クラブ	4,543	3,494	4,803	4,150	4,248
住吉第三児童クラブ					3,558
合 計	13,127	12,091	15,332	18,762	18,386

概算経費算出明細 【NTTファイナンス】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
ハロー・キッズ	3,577	2,958	3,853	2,926	3,329
巡回児童館【回線】	3,355	2,930	2,789	3,285	3,090
巡回児童館【携帯2台】	4,205	4,172	4,140	3,784	4,075
合 計	11,137	10,060	10,782	9,995	10,494

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料・INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
北部老人福祉センター	5,700	5,283	5,118	5,328	5,357
南部老人福祉センター	5,587	4,734	4,389	5,342	5,013
赤江老人福祉センター	3,990	4,082	4,107	4,082	4,065
跡江老人いこいの家	4,476	4,623	4,276	4,237	4,403
住吉老人いこいの家	4,070	3,889	3,825	3,926	3,928
古城老人いこいの家	5,378	4,913	5,167	3,693	4,788
合 計	29,201	27,524	26,882	26,608	27,554

概算経費算出明細 【電話料 コミュニケーションズ`通話料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
北部老人福祉センター	86	140	293	103	156
南部老人福祉センター	302	77	0	0	95
赤江老人福祉センター	69	259	207	172	177
跡江老人いこいの家	17	140	510	103	193
住吉老人いこいの家	17	0	0	0	4
古城老人いこいの家	0	0	0	0	0
合 計	491	616	1,010	378	625

計算書類に対する注記

(本部事務局拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・車両運搬具、器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
- ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
- ・その他
 - ・定期預金（基本財産）、退職給付引当資産 … 非償却

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、宮崎県社会福祉協議会の運営する「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」の事業主負担分掛金を引当に計上。

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
このことによる影響額は、「注記（本部事務局拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・正職員については、宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」並びに宮崎県社会福祉協議会の「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」を採用。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 本部事務局拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅲ)）
 - ア 本部事務局
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅳ)）
 - ア 本部事務局

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
定期預金（基本財産）	3,000,000	0	3,000,000
車輛運搬具	1,033,124	538,085	495,039
器具及び備品	3,621,226	2,932,106	689,120
建物付属設備	12,348	12,347	1
ソフトウェア	907,470	725,400	182,070
退職給付引当資産	2,085,976	0	2,085,976
合 計	10,660,144	4,207,938	6,452,206

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

注記（本部事務局拠点区分用）別添

概算経費計上算出明細 【通信費】

平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成28年度 3月…①	平成29年度 3月…②	平成30年度 3月…③	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③)÷3
本部事務局	40,287	43,050	57,164	46,834
合 計	40,287	43,050	57,164	46,834

計算書類に対する注記

(宮崎市総合発達支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 貯蔵品の評価方法

- ・最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
- ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
- ・その他
 - ・絵画、退職給付引当資産 … 非償却

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、宮崎県社会福祉協議会の運営する「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」の事業主負担分掛金を引当に計上。
 - ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当に計上。

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。

このことによる影響額は、「注記（宮崎市総合発達支援センター拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・正職員については、宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」並びに宮崎県社会福祉協議会の「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」を採用。
- ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市総合発達支援センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）

ア 診療所 イ 児童発達支援センター すびか ウ 保育所等訪問支援
エ そうだんサポートセンターすびか オ 生活介護事業 宙 カ 地域生活支援部

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）

ア 診療所 イ 児童発達支援センター すびか ウ 保育所等訪問支援
エ そうだんサポートセンターすびか オ 生活介護事業 宙 カ 地域生活支援部
※令和元年6月より、そうだんサポートセンターすびかのサービス区分を追加。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
機械及び装置	325,500	325,497	3
車輛運搬具	13,136,070	12,918,356	217,714
器具及び備品	27,689,441	25,254,931	2,434,510
建物付属設備	889,982	395,167	494,815
絵画	640,000	0	640,000
ソフトウェア	4,726,753	4,323,103	403,650
退職給付引当資産	27,029,008	0	27,029,008
合 計	74,436,754	43,217,054	31,219,700

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・財務状況を明確にするため、「児童発達支援センターすびか」から「そらだんサポートセンターすびか」を分割。

注記（宮崎市総合発達支援センター拠点区分用）別添

概算経費計上算出明細 【通信費】

平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成28年度 3月…①	平成29年度 3月…②	平成30年度 3月…③	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③)÷3
診療部	49,203	42,970	43,247	45,140
児童発達支援センター	26,769	26,321	26,525	26,538
生活介護 宙	19,437	18,102	18,197	18,579
地域生活支援部	47,733	55,336	57,415	53,495
合 計	143,142	142,729	145,384	143,752

計算書類に対する注記

(宮崎市児童館・児童センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - ・構築物、器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
 - ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
- このことによる影響額は、「注記（宮崎市児童館・児童センター拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市児童館・児童センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）

ア 霧島児童館	イ 恒久児童館	ウ 栄町児童館	エ 大島児童館	オ 生目児童館
カ 倉岡児童館	キ 本郷児童館	ク 大塚台児童センター	ケ 西原児童センター	
コ 平和が丘児童センター	サ 檜児童センター	シ 住吉児童センター		
ス 木花児童センター	セ 大塚児童センター			
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）

ア 霧島児童館	イ 恒久児童館	ウ 栄町児童館	エ 大島児童館	オ 生目児童館
カ 倉岡児童館	キ 本郷児童館	ク 大塚台児童センター	ケ 西原児童センター	
コ 平和が丘児童センター	サ 檜児童センター	シ 住吉児童センター		
ス 木花児童センター	セ 大塚児童センター			

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	485,992	391,127	94,865
器具及び備品	5,799,196	4,200,794	1,598,402
建物付属設備	301,245	257,081	44,164
ソフトウェア	213,840	89,100	124,740
合 計	6,800,273	4,938,102	1,862,171

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

注記（宮崎市児童館・児童センター拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【電話料 OCN】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館		1,475	1,468	1,427	1,457
恒久児童館		1,358	1,306	1,298	1,321
栄町児童館		1,953	2,516	2,104	2,191
大島児童館		1,513	1,516	1,512	1,514
生目児童館		1,688	1,578	1,298	1,521
倉岡児童館		1,300	1,298	1,298	1,299
本郷児童館		1,298	1,298	1,298	1,298
大塚台児童センター		1,793	1,613	1,869	1,758
西原児童センター		1,347	1,310	1,436	1,364
平和が丘児童センター		1,354	1,470	1,315	1,380
櫛児童センター		1,298	1,298	1,298	1,298
住吉児童センター		1,370	1,370	1,455	1,398
木花児童センター		1,298	1,298	1,306	1,301
大塚児童センター		1,460	1,416	1,526	1,467
合 計	0	20,505	20,755	20,440	20,567

概算経費算出明細 【電話料 FHS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館			4,438	4,411	4,425
恒久児童館			4,438	4,411	4,425
栄町児童館			4,438	4,411	4,425
大島児童館			4,438	4,411	4,425
生目児童館			4,438	4,411	4,425
倉岡児童館			0	0	0
本郷児童館			4,438	4,411	4,425
大塚台児童センター			4,438	4,411	4,425
西原児童センター			4,438	4,411	4,425
平和が丘児童センター			4,438	4,411	4,425
櫛児童センター			4,438	4,411	4,425
住吉児童センター			4,438	4,411	4,425
木花児童センター			4,438	4,411	4,425
大塚児童センター			4,438	4,411	4,425
合 計	0	0	57,694	57,343	57,525

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館		3,814	4,278	3,106	4,046
恒久児童館		3,904	3,165	3,053	3,535
栄町児童館		2,704	2,661	3,056	2,683
大島児童館		2,937	2,616	3,083	2,777
生目児童館		2,955	3,092	3,168	3,024
倉岡児童館		6,021	6,163	6,253	6,092
本郷児童館		3,107	3,124	3,227	3,116
大塚台児童センター		3,002	2,772	3,054	2,887
西原児童センター		4,565	4,175	3,955	4,370
平和が丘児童センター		3,079	2,929	3,859	3,004
穂児童センター		3,604	3,558	4,789	3,581
住吉児童センター		3,210	3,369	3,410	3,290
木花児童センター		3,414	3,082	3,356	3,248
大塚児童センター		2,940	2,898	2,958	2,919
合 計	0	49,256	47,882	50,327	48,572

概算経費算出明細 【電話料 INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月及び平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
霧島児童館	1,853	2,133	2,388	771	1,786
合 計	1,853	2,133	2,388	771	1,786

計算書類に対する注記

(宮崎市児童クラブ拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
- このことによる影響額は、「注記（宮崎市児童クラブ拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市児童クラブ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）
 - ア 住吉児童クラブ イ 倉岡児童クラブ ウ 住吉第二児童クラブ
 - エ 倉岡第二児童クラブ オ 住吉第三児童クラブ
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）
 - ア 住吉児童クラブ イ 倉岡児童クラブ ウ 住吉第二児童クラブ
 - エ 倉岡第二児童クラブ オ 住吉第三児童クラブ

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
・該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・財務状況を明確にするため「倉岡児童クラブ」から「倉岡第二児童クラブ」を分割。

「住吉第三児童クラブ」は新規で受託のため収入と支出が大きく増加。

注記（宮崎市児童クラブ拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【NTTファイナンス】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。
 ※住吉第三児童クラブは令和元年度から新設のため令和2年2月期の請求額と同額を計上

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
倉岡第二児童クラブ	4,446	4,718	4,683	6,642	5,122
住吉児童クラブ	4,138	3,879	5,846	7,970	5,458
住吉第二児童クラブ	4,543	3,494	4,803	4,150	4,248
住吉第三児童クラブ					3,558
合 計	13,127	12,091	15,332	18,762	18,386

計算書類に対する注記

(宮崎市巡回児童館拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - ・器具及び備品 … 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
- このことによる影響額は、「注記（宮崎市巡回児童館拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市巡回児童館拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）
 - ア 宮崎市巡回児童館
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）
 - ア 宮崎市巡回児童館

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	421,470	421,468	2
合 計	421,470	421,468	2

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

注記（宮崎市巡回児童館拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【NTTファイナンス】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
巡回児童館【回線】	3,355	2,930	2,789	3,285	3,090
巡回児童館【携帯2台】	4,205	4,172	4,140	3,784	4,075
合 計	7,560	7,102	6,929	7,069	7,165

計算書類に対する注記

(宮崎市ハロー・キッズルーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
- このことによる影響額は、「注記（宮崎市ハロー・キッズルーム拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市ハロー・キッズルーム拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
 - ア 宮崎市ハロー・キッズルーム
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅻ)）
 - ア 宮崎市ハロー・キッズルーム

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
・該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

注記（宮崎市ハロー・キッズルーム拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【NTTファイナンス】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
ハロー・キッズ	3,577	2,958	3,853	2,926	3,329
合 計	3,577	2,958	3,853	2,926	3,329

計算書類に対する注記

(宮崎市北部老人福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - ・器具及び備品 … 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
このことによる影響額は、「注記（宮崎市北部老人福祉センター拠点区分用）別添」のとおり。
- ・北部老人福祉センター・青少年プラザにおいて、管理運営の共同体である公益社団法人宮崎市シルバー人材センターと覚書を交わし、共通費に対する双方の立替金と事業未払金を相殺。

3. 採用する退職給付制度

- ・該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市北部老人福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）
 - ア 宮崎市北部老人福祉センター
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅻ)）
 - ア 宮崎市北部老人福祉センター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	806,500	750,785	55,715
合 計	806,500	750,785	55,715

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

注記（宮崎市北部老人福祉センター拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料・INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
北部老人福祉センター	5,700	5,283	5,118	5,328	5,357
合 計	5,700	5,283	5,118	5,328	5,357

概算経費算出明細 【電話料 コミュニケーションズ 通話料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
北部老人福祉センター	86	140	293	103	156
合 計	86	140	293	103	625

計算書類に対する注記

(宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・器具及び備品 … 定額法
- ・その他
 - ・退職給付引当資産 … 非償却

(3) 引当金の計上基準

- ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当に計上。

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。

このことによる影響額は、「注記（宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）

ア 南部老人福祉センター イ 赤江老人福祉センター

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）

ア 南部老人福祉センター イ 赤江老人福祉センター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	776,817	554,955	221,862
合 計	776,817	554,955	221,862

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

注記（宮崎市南部・赤江老人センター拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料・INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
南部老人福祉センター	5,587	4,734	4,389	5,342	5,013
赤江老人福祉センター	3,990	4,082	4,107	4,082	4,065
合 計	9,577	8,816	8,496	9,424	9,078

概算経費算出明細 【電話料 コミュニケーションズ`通話料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
南部老人福祉センター	302	77	0	0	95
赤江老人福祉センター	69	259	207	172	177
合 計	371	336	207	172	625

計算書類に対する注記

(宮崎市老人いこいの家拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
- ・その他
 - ・退職給付引当資産 … 非償却

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当に計上。

2. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。

このことによる影響額は、「注記（宮崎市老人いこいの家拠点区分用）別添」のとおり。

3. 採用する退職給付制度

- ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 宮崎市老人いこいの家拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊦)）

ア 跡江老人いこいの家 イ 住吉老人いこいの家 ウ 古城老人いこいの家

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊦)）

ア 跡江老人いこいの家 イ 住吉老人いこいの家 ウ 古城老人いこいの家

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	1,041,790	823,969	217,821
建物付属設備	220,500	166,034	54,466
退職給付引当資産	1,166,060	0	1,166,060
合 計	2,428,350	990,003	1,438,347

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

注記（宮崎市老人いこいの家拠点区分用）別添

概算経費算出明細 【電話料 回線使用料・INS】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
跡江老人いこいの家	4,476	4,623	4,276	4,237	4,403
住吉老人いこいの家	4,070	3,889	3,825	3,926	3,928
古城老人いこいの家	5,378	4,913	5,167	3,693	4,788
合 計	13,924	13,425	13,268	11,856	13,118

概算経費算出明細 【電話料 コミュニケーションズ 通話料】

平成27年度3月、平成28年度3月、平成29年度3月、平成30年度3月の平均月額を令和元年度3月概算額とする。

サービス区分	平成27年度 3月…①	平成28年度 3月…②	平成29年度 3月…③	平成30年度 3月…④	令和元年度3月 概算計上額 (①+②+③+④)÷4
跡江老人いこいの家	17	140	510	103	193
住吉老人いこいの家	17	0	0	0	4
古城老人いこいの家	0	0	0	0	0
合 計	34	140	510	103	625

計算書類に対する注記

(宮崎市赤江運動広場拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・ 該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・ 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 宮崎市赤江運動広場拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
 - ア 宮崎市赤江運動広場
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))
 - ア 宮崎市赤江運動広場

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
・ 該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
・該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし